

令和7年度

「わ」で輝く自治会応援報償事業

申請の手引き

令和7年4月

守山市 市民協働課

目次

概要	1
申請の流れ	2
事業申請・報告書の記入方法	3
事業実施の際の注意事項	4
SDGsアイコンについて	5
メニュー一覧表	6
1 交通安全	7
2 防災・防犯	8
個別避難計画の作成について	9
青色回転灯パトロール車申請手続きの流れ	13
安全・安心メールの利用促進にかかるチラシの作成について	14
3 交流（生きがいづくり・多世代交流）	15
4 交流（地域のつながりづくり）	16
5 健康	17
講師派遣および講座内容について	18
BIWA-TEKUアプリについて	21
購入備品一覧表	23
6 ごみの減量化・再資源化	24
フードバンクについて	25
7 環境保全	26
8 脱炭素	27
滋賀県うちエコ診断について	28
9 先駆け	29
先駆け事例集	30
事業計画(報告)書 入力方法	59
事業計画(報告)書、記入例	62
個別事業報告書 ※提出任意	85
個別事業報告書（記入例）	86
請求書	87
請求書（記入例）	88
守山市「わ」で輝く自治会応援報償金交付要綱	89

令和7年度「わ」で輝く自治会応援報償事業 (概要)

〈事業目的〉

各自治会において、地域の課題解決につながる地域ぐるみのまちづくりの取組を展開していただくとともに、地域の自発的で主体的な活動を奨励し、みんなが協力し合ってよりよいまちづくりを推進する機運を高めることを目的とする。

〈報償金額〉

■ 下表各メニューごとに1事業取組みで1万円（上限5万円）

※メニュー④は交通手段に応じて1万～4万5千円

※メニュー⑨は1事業取組で3万円（上限6万円）

■ 下記メニュー①・③・⑤・⑦については、2自治会以上で連携して取り組む場合、1万円加算（地域連携加算）

■ 下記メニュー②については、自治会主体で個別避難計画を作成し、3件以上危機管理課に提出した場合、1万円加算（個別避難計画加算）

〈対象事業〉

区分	メニュー	対象事業（取組事例は7ページ以降参照）
輪	①交通安全	(1)自転車の安全利用に関する取組／(2)交通安全対策に関する取組 ※守山野洲交通安全コンクール参加が条件。（コンクールの参加だけでは報償の対象となりません。コンクール期間中または期間外に実施した個別の取組が必要となります。）
和	②防災・防犯	(1)防災意識、防災力の向上／(2)防犯意識の向上、地域の防犯対策
話	③交流 (多世代交流、居場所・生きがい・担い手づくり)	(1)居場所づくり・生きがいづくり／(2)住民同士の絆づくり／(3)自治会事務の効率化・担い手づくり
	④交流（バス）	自治会事業として貸切バスまたは公共交通機関の利用による研修会等の実施
	⑤健康	(1)健(検)診受診率向上への取組【必須】／(2)健康づくり・健康意識の向上等への取組／(3)介護予防につながる取組
環	⑥ごみの減量化・再資源化	(1)ごみの減量化・再資源化への取組／(2)不法投棄・ごみの持ち去り対策
	⑦環境保全	(1)環境学習会の開催／(2)琵琶湖や河川、水環境の保全に関する取組／(3)ペットの飼養マナーアップに関する取組
	⑧脱炭素	(1)学習会の開催／(2)地球温暖化防止、省エネルギーの推進に関する取組
その他	⑨先駆け	地域の特色を活かしたまちづくりや他の自治会の模範となる新たな取組の実施

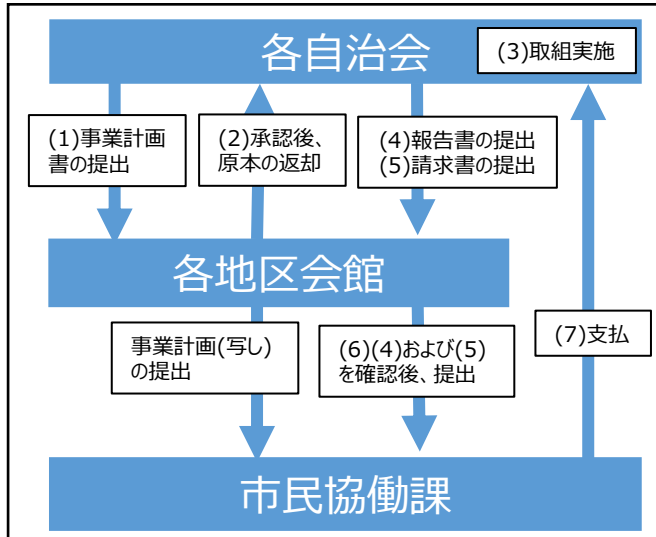
※対象事業ごとに基準・要件あり（各事業の詳細ページP7以降を参照）

※他の助成や補助を受けて実施される取組は対象外

※地域連携加算の対象は、該当するメニューごとにその基準等を満たす1事業のみ

申請の流れ

※※必ずお読みください※※



(1) 5月～9月：事業計画書（P62～）の提出
通年事業は6月末、単発事業は9月末までに、地区会館へ提出してください。

※メニュー一覧表に記載のある事業や取組が報償の対象となります。
※事業計画書の提出期限後は、報償金の合計額（計画額）を増額できませんので、ご注意ください。

(2) (1)提出後：事業計画書の承認・計画書原本の返却
提出された事業計画書は、その内容を地区会館長が承認した後、各自治会へ返却します。

(3) (2)にて計画承認後：自治会にて各取組の実施
承認済みの内容に基づき、各種取組を実施してください。

※事業実施の際は、本冊子P4の記載の「事業実施の際の注意事項」および、各メニューごとのページを必ずお読みください。
※取組実施の際には、可能な範囲での写真撮影と日時や参加人数などの記録を行ってください。
※当初予定されていた事業内容を変更される場合は、地区会館までご相談ください。

(4) 事業の終了後（12月以降）：事業報告書（P62～）の提出・市による審査
実施した時期や内容が確認できる書類を添えて、地区会館へ提出してください。その後、市担当課にて審査を行います。

※通年事業（【通】の記載がある事業）に限り、12月末までの実績に3月末までの計画（予定）を添えて報告することができます。
※市担当課による審査を行いますので、場合によっては資料の再提出をお願いすることや、報償金が減額となることがあります。
※メニューごとに実績報告を行うことは可能ですが、同一メニューの中で取組ごとに分けて報告することはできません。

〈例〉交通安全メニューで5取組（5万円）で計画した場合

- ×：先に実施した取組①～④について報告・4万円を請求。その後取組⑤を実施し、報告・1万円を請求。
- ：取組⑤終了後に、取組①～⑤のすべてを報告・5万円を請求。

(5) (4)審査後：請求書（P87）の提出

審査により確定した金額をお支払いしますので、請求書（P87）を地区会館へ提出してください。

※(4)と同時に請求書の提出をしていただいても構いません。その場合、請求書の日付と金額欄は記入しないでください。

(6) 請求書提出後：市から報償金の支払い

市に報告いただいている自治会の口座へ振込いたします。

※振込日に指定がある場合（〇月中、〇月以降など）、その旨を必ず地区会館へ伝えてください。

（事業報告書の提出～審査～支払いには最低でも1か月程度の時間を要します。）

事業申請・報告書の記入方法

※※必ずお読みください※※

令和5年度より、データにて事業計画・報告書の提出が可能になりました。

(これまで通り)紙ベースで提出する場合

(1) 計画・報告書様式を市ホームページからダウンロード もしくは 本冊子をコピー

※ダウンロードする場合

→トップページ上部にある「まちづくり・環境・防災」> 地域コミュニティ> 自治会> 自治会関係の申請書ダウンロード> 市民協働課の申請書ダウンロード（自治会関係）> 「わ」で輝く自治会応援報償事業

※本冊子をコピーする場合

→P62以降の様式をコピーして活用ください。

(2) 計画・報告書様式に入力または手書き記入

※パソコンで入力する場合

→該当箇所にチェック・入力してください。

※手書きで記入する場合

→市ホームページからダウンロード後、印刷 または 本冊子をコピーし、該当箇所にチェック・記入してください。

(3) (パソコンで入力した場合は) 印刷し、添付書類と併せて地区会館へ提出してください。

データ(メール)で提出する場合

(1) 計画・報告書様式を市ホームページからダウンロード

トップページ上部にある「まちづくり・環境・防災」> 地域コミュニティ> 自治会> 自治会関係の申請書ダウンロード> 市民協働課の申請書ダウンロード（自治会関係）> 「わ」で輝く自治会応援報償事業から計画・報告書をダウンロード

(2) 計画・報告書様式に入力

※P.59「事業申請・報告書 入力例」を参考に、該当箇所にチェック・入力をしてください。

(3) メールに添付し、地区会館へ提出してください。

〈各地区会館メールアドレス〉

守山会館：moriyamakaikan@city.moriyama.lg.jp

吉身会館：yoshimikaikan@city.moriyama.lg.jp

小津会館：ozukaikan@city.moriyama.lg.jp

玉津会館：tamatsukaikan@city.moriyama.lg.jp

河西会館：kawanishikaikan@city.moriyama.lg.jp

速野会館：hayanokaikan@city.moriyama.lg.jp

中洲会館：nakasukaikan@city.moriyama.lg.jp

※※注意※※

「請求書」は従来どおり、紙ベースにて提出してください。（データでの提出は受付できません。）

事業実施の際の注意事項

※※必ずお読みください※※

(1) 計画、報告時の注意点

- ・「地域連携加算」の場合、連携する自治会同士が相互に同じメニューを選択し報告することが必要です。
- ・1つの取組を複数メニューの対象とすることはできません。別の取組とするには、実施日が別であることや参加者の募集を別で行っていること、チラシ等の作成にあたっては別のチラシであることが明確に判別できること等を基準とし、総合的に審査を行います。

〈例〉環境センター見学会とあわせて同日に環境に関する学習会を行った場合
→「6 ごみの減量化・再資源化」または、「7 環境保全」のどちらかでのみ対象。

※ただし、バス借り上げ（市有バスは対象外）で環境センター見学へ行く場合のみ、「4 交流（バス）」と「6 ごみの減量化・再資源化」を兼ねて報告可能。

- ・「その他」項目は、各メニューの対象項目のうち、取組事例の中に該当するものがない場合に限り、ご活用いただけます。（内容により対象外とさせていただく場合もございますので、ご了承ください。）

(2) 各取組実施の際の注意点

- ・各メニューページに記載されている「・」印の内容の取組は、それぞれ1つのみです。
〈例〉交通安全教室を高齢者と子どもに分けて2回実施→同一取組
- ・対象となる事業は、自治会または自治会内の団体等が主催するものであり、市やその他の団体が主催する事業への参加は対象となりません。（小学校の校外学習の受け入れ等は対象外）
- ・他の制度による補助金や助成金等を受けて実施される取組は報償の対象となりません。（すこやかサロン、子育てサロン等は対象外）
- ・報償の対象となる「周知・啓発」の方法は、以下を参考に、より効果的な周知啓発に努めてください。

- ①独自のチラシを作成（1つの内容につき1枚とし、全戸へ配布または回覧すること）
- ②自治会広報紙に記事として掲載（記事の大きさはA4用紙の1/4以上のサイズを目安とすること。小さいものは対象とならない場合があります）
- ③立哨啓発や立会啓発
- ④自治会ホームページへの掲載や自治会公式SNSへの投稿、自治会員へのメール配信（ページ閲覧数やフォロー数、登録者数などから、自治会員への一定の周知効果が認められるものであること）
- ⑤その他、自治会独自の啓発品の作成

※回覧物・全戸配布物・掲示物、その他啓発品による啓発の場合、当年度に自治会が独自に準備したものを対象とします。（前年度に作成したものや、市やその他の団体から提供を受けたものは対象外）
〈対象外例〉

市社協作成のもりぴー飛び出し坊や、市作成のごみの啓発看板、市作成のペットマナーアップ看板 等

- 安全・安心メールや検（健）診受診率向上の取組チラシ、もーりカー利用促進チラシ等については、市作成のチラシを利用される際は、別途自治会作成の案内文の添付が必要です。

※取組の実施中は可能な範囲で写真撮影を行ってください。実績報告の際に、実施したことがわかる写真の提出を求めることがあります。

SDGsアイコンについて

〈SDGsとは？〉

「誰一人取り残さない」を理念として、令和12年（2030年）までに持続可能でより良い社会をめざす、国連が定めた国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境等の地球規模の課題解決に向けて、先進国・発展途上国問わず、ともに統合的に取り組むことが示されています。

〈「わ」報償とSDGs〉

「わ」で輝く自治会応援報償事業では、よりよいまちづくりを推進するため、地域で自発的に取り組んでいただきたいことをメニュー化し、各自治会にて実施していただいています。そのひとつひとつの取組とその効果は、SDGsの理念とゴールに合致するものであることから、各メニューの詳細ページ欄にSDGsアイコンをあてはめ、関連性を示しました。

ゴール	ゴールの説明	ゴール	ゴールの説明
目標1 (貧困)	 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	目標10 (不平等)	 各国内および各国間の不平等を是正する
目標2 (飢餓)	 飢餓を終わらせ、食料安定保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	目標11 (持続可能な都市)	 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標3 (保健)	 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標12 (持続可能な生産と消費)	 持続可能な生産消費形態を確保する
目標4 (教育)	 すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	目標13 (気候変動)	 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標5 (ジェンダー)	 ジェンダー平等を達成し、全ての女性および女児の能力強化（エンパワーメント）を行う	目標14 (海洋資源)	 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標6 (水・衛生)	 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	目標15 (陸上資源)	 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
目標7 (エネルギー)	 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	目標16 (平和)	 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのあらゆるアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な社会を構築する
目標8 (経済成長と雇用)	 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を推進する	目標17 (実施手段)	 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの推進を図る		

守山市第5次総合計画においても、SDGsと総合計画をより一体的に推進していくこととしています。